

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

石川町事業継続支援事業交付金

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により事業継続に支障をきたしている事業者の方に対し一時金を交付します。

申請期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月31日（水）

交付対象者

◆町内に事業所があり、次の項目に該当する方が対象となります。

①次のいずれかに該当する事業者

- ア. 飲食業、旅館業又は旅行業を営む事業者（ただし、温泉旅館事業者は除く）
- イ. 飲食業、旅館業を主な取引先としている事業者

②令和2年12月又は令和3年1月のどちらかひと月の売上高が前年同月に比して20%以上減少している事業者

③事業を営むに当たり必要な官公署の許認可を受け、又は届出を行っている事業者

④町税等（個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない事業者

⑤石川町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない事業者

交付金額

★ 1事業者あたり 100,000円

◆ただし、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）の受給をした又は、受給申請中もしくは受給申請を予定している事業者は、受給金額の大小に関わらず、一律50,000円とする。

《福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）とは》

令和3年1月13日から令和3年2月7日までの期間に、県の時間短縮営業要請に協力した交付対象店舗に『時短営業した日数×4万円』を交付するもの。

交付対象とならない事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく店舗型性風俗特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- ②社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、学校法人、宗教法人及び医療法人

申請について

- ①提出書類
 - ・石川町事業継続支援事業交付金交付申請書（様式第1号）
 - ・同意書兼誓約書（様式第2号）
 - ・石川町事業継続支援事業交付金交付請求書（様式第5号）※交付決定後
 - ・対象とする月の売上高が確認できる書類（確定申告書、決算書、売上台帳等）（取引事業者）
 - ・令和2年7月以降に取引があったことを確認できる請求書等

申請・相談窓口

〒963-7893 石川町字長久保185-4 石川町企画商工課 商工観光係 TEL : 26-9113

※交付金の詳細（要綱・様式等）については、町ホームページでご確認ください。